

### 宮崎県における青少年の健全な育成に 関する条例施行規則

改正  
 平成四年四月一日 規則第十五号  
 平成八年十二月十日 規則第四十四号  
 平成十二年三月十日 規則第六号  
 平成十四年三月二十七日 規則第二十号  
 平成十八年三月二十九日 規則第二十一号

#### (趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊技業の範囲)

第二条 条例第十条第八号に規定する規則で定める営業は、次の各号に掲げるものとする。

- (一) 個室を設け、客に当該個室を占有させ、専用装置により伴奏音楽等に合せて歌唱させる営業
- (二) 設備を設け客に主に図書類を閲覧させ、若しくは視聴させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させ、若しくは視聴させるもの

#### (衛生用品の範囲)

第二条の二 条例第十二条第三項に規定する規則で定める衛生用品は、次に掲げるものとする。

- (一) コンドーム
- (二) 避妊用具
- (三) 性具

#### (有害図書類とする写真又は図画の内容)

第三条 条例第十三条第二項第一号に規定する規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む。）
- ア 陰部の部位を誇示し、又は露出した状態
- イ 自慰の姿態
- ウ 愛撫の姿態
- エ 排泄の姿態
- オ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

#### イ 強姦その他の凌辱行為

#### ウ 同性間の性行為

#### エ 変態性欲に基づく性行為

#### (有害図書類の陳列方法)

第三条の二 条例第十三条第四項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見ることができない措置が講じられた場所に陳列すること。
- (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と六十センチメートル以上離れた棚又は有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。
- (三) 有害図書類から十センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものに限る。）で有害図書類以外の図書類と区分して陳列すること。
- (四) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (五) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。
- (六) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が他の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法

#### (有害図書類の陳列場所の掲示)

第四条 条例第十三条第四項に規定する規則で定める標識は、別記様式第一号によるものとする。

#### (有害興行の指定等の掲示)

第五条 条例第十四条第三項に規定する掲示は、別記様式第二号によるものとする。

#### (深夜における興行等を行う場所への入場の制限の掲示)

第六条 条例第十四条の二第二項に規定する掲示は、別記様式第三号によるものとする。

#### (有害がん具類の形状等)

第六条の二 条例第十六条第二項第三号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次に掲げるものとする。

- (一) 性器又はこれに著しく類似する形状
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造
- (三) 電動式振動機により振動する機能

#### (自動販売機等管理者の要件)

第七条 条例第十六条の二に規定する規則で定める要件は、宮崎県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (一) 二十歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- (二) 条例で定める義務の履行に關し、図書類自動販売機等業者又はがん具類自動販売機業者から一切の権限を委任されていること。

#### ていること。

#### (三) 条例で定める義務を履行することを承諾していること。

#### (自動販売機等に係る届出等)

第八条 条例第十六条の三第一項の規定による届出は、自動販売機等届出書（別記様式第四号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (一) 自動販売機等の設置場所の土地又は建物其他人の提供に係るときは、その設置を承諾していることを証する書類
- (二) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (三) 自動販売機等管理者が前条各号の規定に該当することを証する書類

#### 2 条例第十六条の三第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (一) 自動販売機等届出書の届出受理番号
- (二) 図書類自動販売機等業者又はがん具類自動販売機業者の電話番号
- (三) 自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号
- (四) 自動販売機等の設置場所
- (五) 前号に掲げる設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号

#### (六) 収納物の種類

3 条例第十六条の三第二項の規定による表示は、別記様式第五号によるものとする。

4 条例第十六条の三第三項の規定による届出内容の変更の届出は、自動販売機等届出内容変更届出書（別記様式第六号）により行うものとする。この場合において、次に掲げる内容の変更があつては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 自動販売機等の設置場所当該設置場所の土地若しくは建物其他人の提供に係るもの又は設置場所の提供者に係るもの 第一項第一号に掲げる書類
- (二) 自動販売機等管理者に係るもの 第一項第二号及び第三号に掲げる書類

#### 5 条例第十六条の三第三項の規定による販売又は貸付けの中止の届出は、自動販売機等販売等中止届出書（別記様式第七号）により行うものとする。

(青少年の利用に供される施設)

第九条 条例第十六条の五第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十一条に規定する公民館
- (二) 博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

- (三) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。
- (四) 主として青少年の体育、レクリエーション、研修又は宿泊の用に供される施設で知事が特に必要と認め、指定するもの

2 知事は、前項第四号の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(条例第二十六條第二項第一号に規定する学識経験を有する者)

第十條 条例第二十六條第二項第一号に規定する学識経験を有する者は、次に掲げるものとする。

- (一) 青少年の健全育成に関し専門的な学識経験を有する者
- (二) 青少年の健全育成活動を行っている者、青少年の保護者

その他の者で一般的な学識経験を有するもの

(立入調査等を行う職員等)  
第十一條 条例第二十七條第一項の規定による指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (一) 知事部局の職員
  - (二) 教育委員会事務局の職員
  - (三) その他知事が特に必要と認める者
- 2 条例第二十七條第二項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式第八号)によるものとする。

附 則(平成四年四月一日規則第十五号)

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則(平成八年十二月十日規則第四十四号)

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月十日規則第六号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十七日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十九日規則第二十一号)

この規則は、公布の日から施行する。